

大阪広域環境施設組合条例第6号

大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例（令和5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 [2 略] 3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。 [4 略]	(定義) 第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 [2 同左] 3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。 [4 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。